

## 平成26年度「全国労働衛生週間」を10月実施 ～ 「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」 ～

全国労働衛生週間が、10月1日(水)から7日(火)まで、「**みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理**」をスローガンに実施されます。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しています。

東京労働局(局長 西岸正人)では、「平成26年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、全国労働衛生週間及びこれに先立つ準備期間(9月1日～9月30日)中に、都内の各労働基準監督署とともに、管内事業場等に呼びかけ、実施要綱に基づく取組や次の取組等の実施により、労働者の健康管理について徹底を図ることとしています。

各事業場等におかれましては、積極的な取組をお願いします。

(別添1:リーフレット「第65回全国労働衛生週間(10月1日～7日(準備期間:9月1日～30日))」、

平成26年度全国労働衛生週間実施要綱)

なお、全国労働衛生週間に引き続き、労働者の心と体の健康保持・増進を図るために「産業保健フォーラム」を10月29日(水)に、会場「ティアラこうとう」にて開催します。(参考資料 別添5)

各事業場で、準備期間中に実施要綱に基づく取組の実施、本週間中は職場巡視やスローガンの掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、労働衛生の意識高揚のための行事を行うこと。

各労働基準監督署において、全国労働衛生週間説明会などを開催し、各事業場が上記事項をより効果的に実施できるように労働衛生関係の情報提供等を行うこと。

各監督署の説明会等の開催状況は、それぞれの監督署(担当:安全衛生課等)

までお問い合わせ下さい。

(別紙1:都内の労働基準監督署の所在地・連絡先)

「職場の健康診断強化月間」の取組を進めること。期間 平成26年9月1日～30日

(「職場の健康診断強化月間」の取組に関する参考リーフレット、別紙2:「労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しましょう～労働者の健康確保のために」)

「参考資料」

- (別添1) リーフレット「第65回 全国労働衛生週間 10月1日～7日(準備期間:9月1日～30日)」  
平成26年度全国労働衛生週間実施要綱
- (別添2) 東京における労働衛生の現状 (統計及び自主点検結果)
- (別添3) 平成26年度の労働安全衛生法等の主な法令改正(労働衛生関係)  
リーフレット「平成26年6月1日から改正「石綿障害予防規則」が施行されます」  
石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について  
(基発0423第6号 平成26年4月23日 平成26年6月1日施行)  
リーフレット「労働衛生法が改正されます」  
労働安全衛生法の一部を改正する法律について  
(基発0625第4号 平成26年6月25日 今後平成28年6月までの間に順次施行)  
リーフレット「平成26年7月31日から、屋外での岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業も呼吸用  
保護具の使用対象になります」  
粉じん障害防止規則の一部を改正する省令の施行について  
(基発0625第2号 平成26年6月25日 平成26年7月31日施行)
- (別添4) 平成26年度の労働衛生関係の主な通達(平成26年8月29日現在)  
発がん性等を有する化学物質を含有する抗がん剤等に対するばく露防止対策について  
(基安化発0529第2号 平成26年5月29日)  
リーフレット「死を招く「熱中症」を避け！！」  
平成26年度の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について  
(基安発0529第1号 平成26年5月29日)  
鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止に  
ついて(基安労発0530第1号・基安化発0530第1号 平成26年5月30日)
- (別添5) リーフレット「産業保健フォーラム IN TOKYO 2014」  
日時 平成26年10月29日(水) 10:00～  
場所 ティアラこうとう (東京都江東区住吉2-38-36)